

IX 災害補償

職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合には、国家公務員災害補償法に基づき、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び被災職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うこととされています。

当事務所では、災害補償制度の周知徹底と適正な運用を図るため、研修会等及び監査を実施するとともに、日常の制度照会等を通じて各機関への指導を行っています。

1 災害補償実務担当者研修会

各機関の災害補償担当者を対象に、災害補償制度、公務災害・通勤災害の認定等、災害補償業務の進め方に関する基本的な事項に関する研修を行うとともに、災害補償業務に関する経験等を相互に意見交換する場を提供し、もって、災害補償業務の迅速かつ適正な運営に資することを目的として隔年で実施しており、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、「本府省等災害補償実務担当者研修会」のオンライン聴講及び動画配信による対応としました。

2 災害補償実施状況監査

各実施機関における災害補償に関する法規の遵守状況を把握し、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び福祉事業の迅速かつ適正な実施を確保することを目的として実施しました。

対象機関（1機関）	
海上保安庁	第十一管区海上保安本部